

令和7年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、U I J ターン就職の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業の対象となるU I J ターン就職希望者として登録した者が、市内事業所等に採用決定後、市内に移住するために要した経費を予算の範囲内において、令和7年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金として交付するものとし、その助成金の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所等 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものをいう。
- (2) 雇用 週30時間以上の無期雇用契約に基づく雇用をいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所等への雇用を条件に採用され、その後に移住したU I J ターン就職希望登録者（ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業U I J ターン就職希望者登録制度要綱（平成28年4月1日実施）に基づくU I J ターン就職希望者として登録を受けている者をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 第5第1項第1号の金額で交付申請する場合は、移住元と移住先いずれにおいても高校生以下（申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者。ただし同年度の4月2日が誕生日の者は対象とする。以下同じ。）の扶養家族を有し、かつ同居していること。

(対象経費)

第4 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 引越し費用 申請者の移住前の住所地から市内の移住先への引越しに要した費用のうち、引越し荷物の搬送、設置費用として引越し業者等に支払ったもの
- (2) 交通費 申請者の移住前の住所地から市内の移住先への移動に要した費用のうち、

次に掲げるもの

ア 鉄道賃（グリーン席以上の料金に相当する額を除く。）

イ 航空賃（ビジネスクラス以上の料金に相当する額を除く。）

ウ 高速バス料金

エ フェリー旅客運賃

- 2 前項の規定にかかわらず、領収書又はその写しで当該支出を証明できないものは、対象経費としない。

（助成金の額）

第5 助成金の額は、次のいずれかに該当する金額とする。

- (1) 助成金の交付対象者が高校生以下の扶養家族を有し、かつ同居している世帯である場合にあっては、助成金の額をU I J ターン就職希望登録者が支出した対象経費の合計額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
- (2) 前号以外の世帯に該当する場合にあっては、U I J ターン就職希望登録者が支出した対象経費の合計額又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。

（交付申請等）

第6 規則第3条の交付申請書は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）のとおりとする。

- 2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 採用通知書等の写し（雇用に係る契約期間、就業場所、労働時間などの労働条件が確認できるもの）
- (3) 対象経費を支払ったことを証する書類（領収書等）
（引越し費用を証明する書類にあっては、搬送、設置費用の内訳の記載がない場合は、見積書等の引越し費用内訳が記載されたものを別途添付すること。また、引越しに伴う交通費を証明する書類にあっては、移動日や移動区間の記載のないものについて、移動日や移動区間などが記載されたものを別途添付すること。）
- (4) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (5) 移住後の転入した日がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (6) 移住前の住所が前2号の書類により確認できない場合にあっては、日本国内の青森県、岩手県及び秋田県を除く地域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類その他移住前の住所を明らかにする書類として市長が適当と認めるもの

- 3 前項第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類について、既にほんのり温ったか

八戸移住計画支援事業に係る申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

- 4 申請者は、移住が完了し、かつ、八戸市に住民登録をした日から起算して 30 日を経過する日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、助成金の交付を申請しなければならない。
- 5 第 1 項の申請書兼実績報告書及び第 2 項各号に掲げる書類が提出されたときは、規則第 12 条に規定する報告があったものとみなす。

(交付決定等)

- 第 7 規則第 5 条の規定による通知は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金交付決定兼確定通知書（別記第 3 号様式）のとおりとする。
- 2 市長は、助成金を交付しないことと決定したときは、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の通知書を送付したときは、規則第 13 条に規定する通知を行ったものとみなす。

(交付時期)

- 第 8 助成金は、第 7 の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者の請求に基づき、一括交付する。

(交付決定の取消し)

- 第 9 市長は、規則第 15 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

- 第 10 この要綱に定めるもののほか、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から実施する。